

明 細 書

平成27年6月24日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒919-1516)

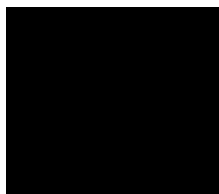
フクイケンミカタカミナカグンワカサチヨウヤマウチ

福井県三方上中郡若狭町山内 42-12

ヤマウチカブラチャンノカイ

名称 (フリガナ) : 山内かぶらちゃんの会

代表者 (管理人) の氏名 : 代表 飛永 悦子



2 農林水産物等の区分

区分名 : 第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等 : かぶ

3 農林水産物等の名称

ヤマウチカブラ

名称 (フリガナ) : 山内かぶら

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲 : 福井県三方上中郡若狭町山内

5 農林水産物等の特性

品種の特性は、一般的なかぶは丸みを帯びて肌がきれいであることに比べ、山内かぶらは円錐形で肌に窪みとヒゲ根が多いのが特徴的である。肉質は緻密で硬い。また、葉は大形のびわ葉で多少の切れ込みもあり、毛じがある。草丈は60~70cmにも達し、野沢菜のようで、かぶ菜としての利用にも適している。

利用の仕方としては味噌汁の具としてかぶらと葉を入れるが、普通のかぶではトロトロに煮崩れしてしまうところが、山内かぶらは煮崩れしない。また、葉を細かく刻み、かぶらを扇型に切って塩で押した刻み漬は、肉質部分は歯ごたえがあっておいしい。

平成23年3月に設立された「伝統の福井野菜振興協議会」において、山内かぶらは、①生産者自らが種を取り栽培している、②100年以上前から栽培されている、③地域に根差した作物であることから、「福井の伝統野菜」と認定されている。

6 農林水産物等の生産の方法

「山内かぶら」の生産方法は以下のとおりである。

(1) 品種

品種「山内かぶら」を用いる。

この品種は、生産地（若狭町山内）以外で栽培されていない。

種子の確保については、共同で生産地（若狭町山内）内の畑で12月頃、採種用の株を植え替え、かぶの直径が80mm以上で、形状が腰高で、肩張のよい円錐形をし、ひげ根が多く、肩から腰にかけてやや緑色を帯びていることを確認し選抜したもののみを植え、他のかぶと交雑しないよう防虫網で囲い生産する。5月下旬頃、採種し、「山内かぶら」の種子とする。

(2) 栽培の方法

生産地（若狭町山内）内において、品種「山内かぶら」を用いて栽培する。

畦立て前に基肥と石灰を施用し、9月初旬～中旬まで3～4回に分けて播種する。

播種後薄く覆土し、さらにモミガラを3～4cm厚さにかける。

間引きは、幅60cmにかぶが5～6株になるようにする。

かぶの収穫は11～2月でピークは12、1月になる。

(3) 出荷規格

出荷は11～2月、かぶ及び葉であり、病虫害被害がなく、円錐形でヒゲ根の多い特性を有する物以外は出荷しない。

(4) 最終製品としての形態

「山内かぶら」の最終製品としての形態は、青果（かぶ）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「山内かぶら」で用いられる品種「山内かぶら」は生産地である若狭町山内の在来品種である。鳥羽村誌によると、「蔬菜は比較的良質のものを産し殊に山内蕪菁の名は古くより喧傳せざるゝ所なり。」とあることから、古くからこの地で栽培されてきた品種であり、「山内かぶら」の特性は品種によるところが大きい。現在の生産者によると、昭和30年代末には、山内集落での数人の生産者が自家採種を行い、細々と栽培されていた。昭和62年にはいったん栽培する人が途絶えたが、種は福井県農業試験場に保管された。その後、伝統野菜が脚光を浴び始めたことから、その種を譲り受け、平成8年より現在の生産者が中心となり再び栽培を始め、徐々に面積を拡大して現在に至っている。

また、種子は厳格に一括管理することにより系統が維持されており、生産地のみで栽培されている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

正確には不明であるが、大正5年の鳥羽村誌には、「山内蕪菁」が生産されていた記述があり、少なくとも明治年代より100年以上前から栽培されていたと推察される。また、現在の生産者は、昭和30年代末においても、細々と栽培されていたことを確認している。昭和62年には、栽培者の高齢化等のため、一度中断したが、平成8年から、現在の生産者らが栽培を再開し、少なくとも41年以上、山内かぶらの生産は継続している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所： [REDACTED]

宛名： [REDACTED]

担当者の氏名及び役職： [REDACTED]

電話番号： [REDACTED]